サステナビリティ・リンク・ローン
フレームワーク

東洋製罐グループホールディングス株式会社

2022 年 12 月 26 日

目次

会社概要 3

サステナビリティ方針・体制 3

グループサステナビリティ推進体制 4

東洋製罐グループのマテリアリティ（重要課題） 5

中長期環境目標「Eco Action Plan 2030」 6

サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク 7

用語の定義 7

1. KPI の選定 8

2. SPTs の測定 8

3. ローンの特性 9

4. レポーティング 9

5. 検証 9

本フレームワークの有効期限及び見直しについて 9

外部によるレビュー 10

会社概要

東洋製罐グループは、1917 年に創立しました。金属、プラスチック、紙やガラスなどの素材を活かしたさまざまな包装容器を製造し、現在は世界有数の総合容器メーカーです。国内 46 社のほか、海外にも 50 社のグループ会社を設立するなど、グローバルにビジネスを展開しています。

東洋製罐グループの歴史はそのまま、日本の食品製造・容器包装の歴史とも言えます。その歴史のなかで、有形と無形資産を使って価値を提供し続けてきました。今後も変化を先取りして、東洋製罐グループの強みを活かしたソリューションを提供し、社会課題の解決に取り組んでいきます。

サステナビリティ方針・体制

東洋製罐グループは、2016 年に「東洋製罐グループの経営思想」を制定しました。
この経営思想をグループの共通指標として総合力を発揮し、次の 100 年を目指します。

グループサステナビリティ推進体制

2022 年 4 月「サステナビリティ推進部」を新設しました。従来の「環境軸」「CSR 軸」の区分に加え、社内外とのコミュニケーション広報機能を持つサステナビリティ推進部は、企業戦略の要として、社会と自社の継続的存続・発展のためのサステナビリティ活動をグループ一体となって推進していきます。また東洋製罐グループがサステナビリティ経営をグループ横断的に行うことを目的として、「グループサステナビリティ委員会」を設置しました。同委員会は、委員長である東洋製罐グループホールディングス社長および主要グループ会社の社長によって構成され、原則として年 1 回開催されます。協議された事項に関しては必要に応じて経営執行会議、経営戦略会議で報告され、事業戦略に反映されます。なお、同委員会の活動内容は委員会開催後遅滞なく取締役会に報告され、監督を受ける体制となっています。

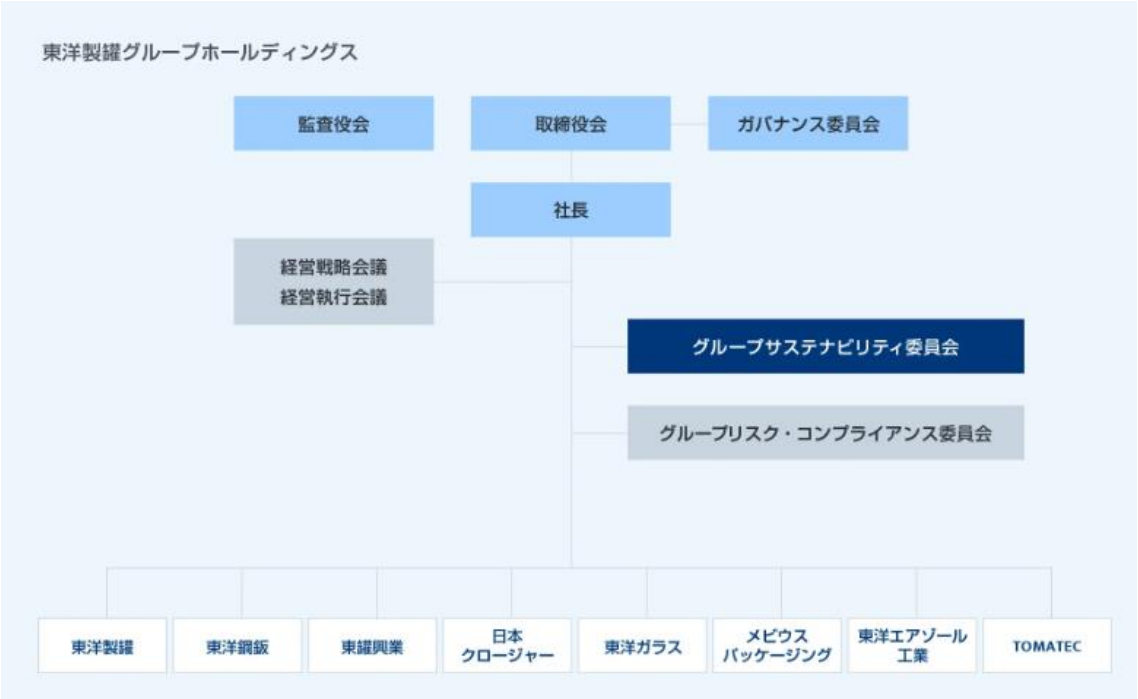

東洋製罐グループのマテリアリティ(重要課題)

東洋製罐グループは、持続可能な社会の実現に貢献するため、優先的に取り組む課題を「東洋製罐グループのマテリアリティ(重要課題)」として特定しています。2021 年は長期経営ビジョン 2050「未来をつつむ」、中期経営計画 2025 を策定し、これら中長期の戦略・ありたい姿に照らし合わせマテリアリティの見直しを実施し、2022 年には下記 6 つを新たなマテリアリティとして設定しました。

マテリアリティ
多様なライフスタイルを支える製品・サービスの開発と提供 長期経営ビジョン 2050 で実現したいこととして掲げている“多様性への対応”の達成に向け、ライフスタイルや消費者ニーズの多様化を意識した製品・サービスを提供し、社会課題の解決に貢献すること
環境配慮型製品・サービスの開発と提供 長期経営ビジョン 2050 で実現したいこととして掲げている“持続可能な社会の実現”の達成に向け、地球環境への貢献に資する製品やサービスを提供し、社会課題の解決に貢献すること
環境への貢献 環境ビジョンや Eco Action Plan 2030 で掲げた脱炭素社会、資源循環社会、自然共生社会の実現に向け、環境負荷の低減に資する各種取り組みを実施すること
人権の尊重 自社のみならずサプライチェーン全体において、差別、強制労働、ハラスメント等の人権侵害が行われていないことを確認し防止に努めること
従業員の尊重 安全と健康、ダイバーシティに配慮された働きがいのある職場環境を整えることに加え、新たな価値創造につながる挑戦を続ける人材を確保・育成し、競争力の維持・向上につなげること
コンプライアンスの徹底 法令や企業倫理、規範を遵守することに加え、腐敗や反競争的行為の防止に向けた取り組みを行うこと

中長期環境目標「Eco Action Plan 2030」

2019 年度に制定した「Eco Action Plan 2030」は、気候変動への対応、資源循環への積極的な関与、海洋プラスチックごみ問題に代表される生物多様性の保全に取り組み、SDGs の目標年である 2030 年に向けて、当社グループとして達成すべき指標を定量化した環境目標です。今回、環境ビジョンを、従来の「低炭素社会」の実現から 2050 年のカーボンニュートラルを目指した「脱炭素社会」の実現に変更し、2030 年度に向けた中長期目標を上方修正しました。環境負荷を低減するための施策を具体化して実効性を高め、実現に向けた取り組みを着実に推進していきます。

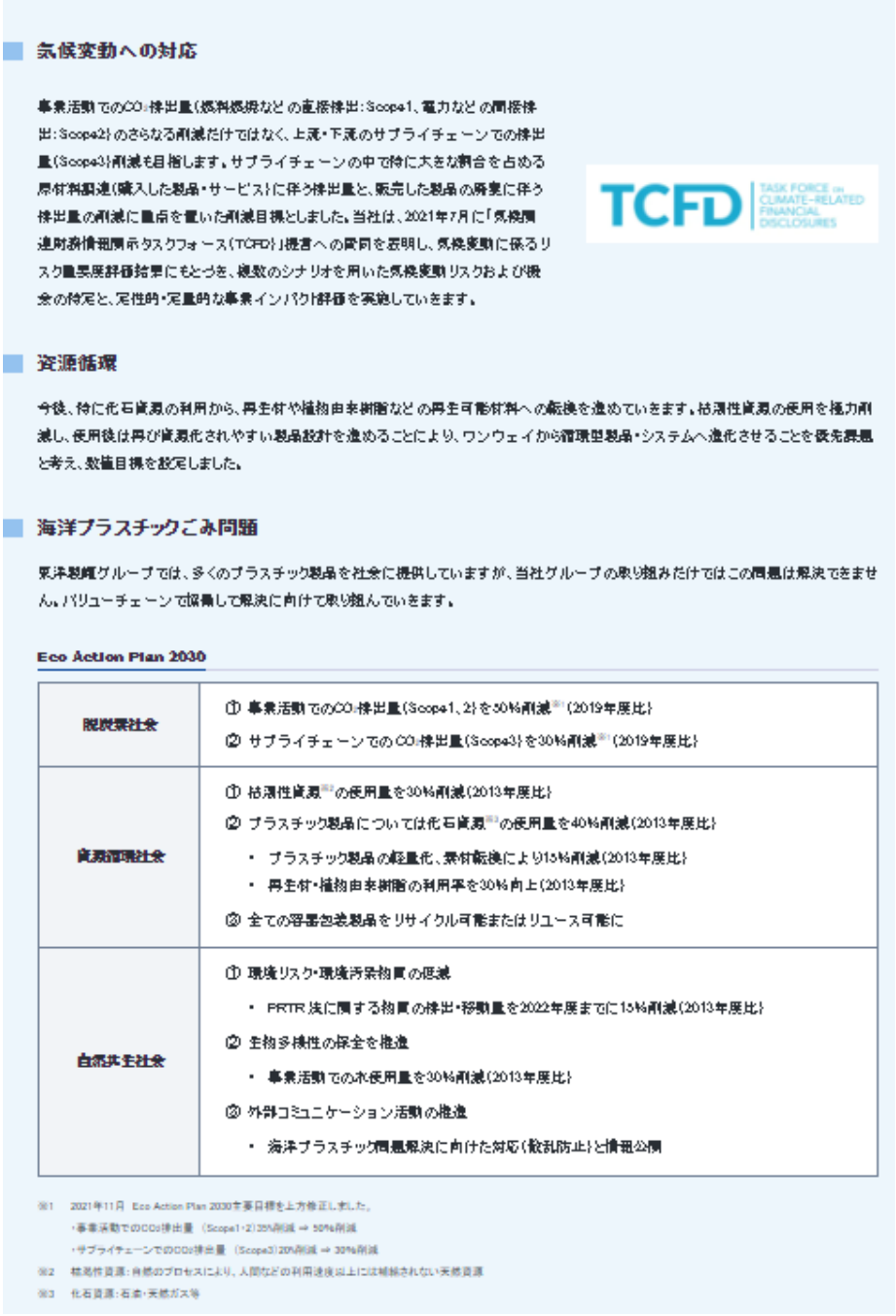

気候変動への対応

事業活動でのCO_2排出量（燃料燃焼などの直接排出：Scope1、電力などの間接排出：Scope2）のさらなる削減だけではなく、上流・下流のサプライチェーンでの排出量（Scope3）削減も目指します。サプライチェーンの中で特に大きな割合を占める原材料調達（購入した製品・サービス）に伴う排出量と、販売した製品の廃棄に伴う排出量の削減に重点を置いた削減目標としました。当社は、2021年7月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、気候変動に係るリスク重要度評価結果にもとづき、複数のシナリオを用いた気候変動リスクおよび機会の特定と、定性的・定量的な事業インパクト評価を実施していきます。

TCFD TASK FORCE on CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES

資源循環

今後、特に化石資源の利用から、再生材や植物由来樹脂などの再生可能材料への転換を進めていきます。枯渇性資源の使用を極力削減し、使用後は再び資源化されやすい製品設計を進めることにより、ワンウェイから循環型製品・システムへ進化させることを優先課題と考え、数値目標を設定しました。

海洋プラスチックごみ問題

東洋製罐グループでは、多くのプラスチック製品を社会に提供していますが、当社グループの取り組みだけではこの問題は解決できません。バリューチェーンで協働して解決に向けて取り組んでいきます。

Eco Action Plan 2030

脱炭素社会	① 事業活動でのCO_2排出量（Scope1、2）を50%削減※1（2019年度比） ② サプライチェーンでのCO_2排出量（Scope3）を30%削減※1（2019年度比）
資源循環社会	① 枯渇性資源※2の使用量を30%削減（2013年度比） ② プラスチック製品については化石資源※3の使用量を40%削減（2013年度比） ・プラスチック製品の軽量化、素材転換により15%削減（2013年度比） ・再生材・植物由来樹脂の利用率を30%向上（2013年度比） ③ 全ての容器包装製品をリサイクル可能またはリユース可能に
自然共生社会	① 環境リスク・環境汚染物質の低減 ・PRTR 法に関する物質の排出・移動量を2022年度までに15%削減（2013年度比） ② 生物多様性の保全を推進 ・事業活動での水使用量を30%削減（2013年度比） ③ 外部コミュニケーション活動の推進 ・海洋プラスチック問題解決に向けた対応（散乱防止）と情報公開

※1　2021年11月 Eco Action Plan 2030中期目標を上方修正しました。
・事業活動でのCO_2排出量（Scope1・2）35%削減 ⇒ 50%削減
・サプライチェーンでのCO_2排出量（Scope3）20%削減 ⇒ 30%削減
※2　枯渇性資源：自然のプロセスにより、人間などの利用速度以上には補給されない天然資源
※3　化石資源：石炭・天然ガス等

サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク

サステナビリティ・リンク・ローンは借入人が予め設定した意欲的なサステナビリティ・パフォーマンスターゲット(以下、SPTs) の達成にインセンティブ付けを行うことで、借入人および貸付人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした、ローン商品およびコミットメントライン等融資枠のことをいいます。

本サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク(以下、本フレームワーク)は、東洋製罐グループホールディングス株式会社(以下、借入人)がサステナビリティ・コーディネーターである株式会社三井住友銀行及び株式会社群馬銀行（以下、サステナビリティ・コーディネーター）との協議の下、国際金融業界団体の LMA（Loan Market Association）、LSTA（Loan Syndications and Trading Association）及び APLMA（Asia Pacific Loan Market Association）にて策定された「サステナビリティ・リンク・ローン 原則（2021 年 5 月改定）」（以下、SLLP）及び環境省にて策定された「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（2022 年版）」（以下、環境省ガイドライン）に適合するものとして作成したものです。SLLP は、以下 5 つの原則によって構成されています。借入人は、本フレームワークに従って、適宜、サステナビリティ・リンク・ローンにより資金調達をすることができます。

1. KPI の選定
2. SPTs の測定
3. ローンの特性
4. レポーティング
5. 検証

用語の定義

本フレームワークにおいて使用される以下の用語は、以下の各項に定める意味を有します。

(1) 「営業日」とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。
(2) 「貸付人」とは、本フレームワークに従って借入人に対してサステナビリティ・リンク・ローンの貸付を行う金融機関をいいます。
(3) 「借入人グループ」とは、東洋製罐グループホールディングス株式会社と連結子会社すべてをいいます。
(4) 「事業年度」とは、借入人の事業年度をいいます。なお、「〇年度」とする場合には、〇年 4 月 1 日から〇年の翌年の 3 月 31 日までの借入人の事業年度を意味します。
(5) 「当初金利」とは、本フレームワークに従って組成されたサステナビリティ・リンク・ローンの貸付契約により定められる借入利率（ただし、本フレームワーク 3.にしたがって変動する金利分を除く。）をいいます。

(6) 「本貸付契約」とは、本フレームワークに従って借入人に対して貸付人が貸付を行うサステナビリティ・リンク・ローンのことをいいます。

(7) 「SPTs 判定日」とは、当該事業年度の SPTs の実績を判定する日として、翌事業年度の 9 月末日（但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その翌営業日とする）をいいます。ただし、借入人が貸付人に対して変更を申し入れた場合には、貸付人と協議の上これを個別の貸付毎に変更することができます。

1. KPI の選定

【KPI：CO_2 排出量削減】

本フレームワークで選定する KPI「CO_2 排出量(Scope1+Scope2)削減」は、「Eco Action Plan 2030」内で掲げる 6 つの重点取組項目の内「環境への貢献」に合致するもので、東洋製罐グループの経営に大きな影響をもたらす気候変動リスクを低減するために、借入人の戦略上重要なものです。

「CO_2 排出量(Scope1+Scope2)」については、借入人グループ全体の Scope1+Scope2 を集計しています。算定方法は、環境省及び経済産業省の定める「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照しており、一貫した方法論に基づいて測定しています。当該数値については、現状、Scope1+Scope2 について独立した第三者の検証を取得しています。

2. SPTs の測定

【SPTs：借入人グループ全体の Scope1+Scope2 における CO_2 排出量を毎年度 4.5%の削減（2019 年度比）】

借入人は、グループ全体で 2050 年のカーボンニュートラルを目指し、中間目標として「2030 年度までにグループ全体の Scope1+Scope2 における CO_2 排出量 50%削減(2019 年度比)」を公表しています。本フレームワークでは、借入人グループが 2030 年度までの中間目標に向けて毎年度着実に CO_2 排出量を削減していくベンチマークとなるように、毎年度 4.5%の削減（2019 年度比）を SPTs として採用します。

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
毎年削減率	−4.5	−4.5	−4.5	−4.5	−4.5	−4.5	−4.5	−4.5
累積削減率	−4.5	−9.0	−13.5	−18.0	−22.5	−27.0	−31.5	−36.0

3. ローンの特性

【SPTs の達成度合いに応じて借入利率が連動】

本フレームワークにおける各ローンでは、2024 年度以降の毎年度において前年度の SPTs の達成状況を累積削減率により判定し、その達成状況により、借入利率を変動させます。

〈SPTs の判定について〉

本フレームワークに基づく貸付契約については、2024 年 9 月末日以降毎年 9 月末日に SPTs の達成状況の判定を行い、判定に対応する適用条件に基づく金利が 9 月末日以降に開始する利息計算期間から翌年の 9 月末日または本貸付契約の満期日のいずれか早い方まで適用されます。

4. レポーティング

【年に一回以上、必要な情報をホームページ上で公表または貸付人に報告】

借入人は、SPTs の判定有無に関わらず、毎年度 9 月末日までに、前事業年度の借入人の SPTs の実績(借入人グループの CO_2 排出量/Scope1+Scope2 の 2019 年度比削減率または総量)にかかる疎明資料を貸付人に提出します。但し、借入人が、同内容について借入人のホームページ等で公表し、貸付人がその公表情報を疎明資料として認めた場合は、資料の提出は不要とします。また、上記疎明資料の提出日について借入人が貸付人に対して変更を申し入れた場合には、貸付人と協議の上これを個別の貸付毎に変更することができます。

尚、SPTs の実績にかかる報告は満期日まで継続するものとします。

5. 検証

【SPTs に設定した指標について毎年第三者による検証を実施】

借入人は、毎年の SPTs の実績にかかる疎明資料のレポーティングに際しては、独立した第三者の検証を行うものとします。

本フレームワークの有効期限及び見直しについて

本フレームワークの有効期限は特段設けないが、借入人はサステナビリティ・コーディネーターとの協議により必要と認められる場合には、サステナビリティ・コーディネーターと協議の上、本フレームワークを適宜見直すものとします。また、本フレームワークを見直す場合は必要に応じて外部レビューを再取得します。

(例) フレームワークの見直しが必要となる事例
・借入人のサステナビリティ戦略の変更にともない KPI や SPTs を変更する必要が生じた場合
・過年度の削減実績の修正等により SPTs を変更する必要が生じた場合

外部によるレビュー

借入人は、株式会社格付投資情報センターに委託し、本フレームワークがサステナビリティ・リンク・ローン原則、及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインの「サステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項」に適合しているとのセカンドパーティー・オピニオンを取得しています。セカンドパーティー・オピニオンは同社のウェブサイトに掲載されています。